

第13回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成24年9月10日（月）
午前10時～
泉区役所 1 A会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 第二次地区の町名について
 - (2) 第二次地区の地元説明会について
 - (3) 第三次・第四次地区について
 - (4) 今後の検討スケジュールについて
 - (5) 次回検討委員会までの周知内容について
 - (6) 次回検討委員会について
- 4 閉会

第13回泉区和泉町住居表示検討委員会資料

資料1 第二次地区の町名について

資料2 第二次地区地元説明会の案内チラシ

資料3 第三次・第四次地区について

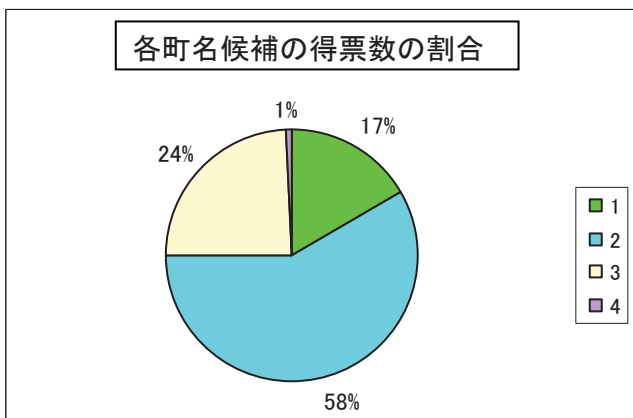
資料4 今後の検討スケジュールについて

第二次地区の町名について

1 町名アンケートの結果について

泉区和泉町第二次地区の新町名について、地区内にお住まいの方の意向を調査するため、町名アンケートを実施しました。

- (1) 実施期間…平成24年7月17日(火)～平成24年8月17日(金)
- (2) 回答率…34.8% (配付数1,942枚、ハガキの返送数676枚)
- (3) 集計結果 (集計は、平成24年8月21日(火)に会長立会いの下、行いました。)

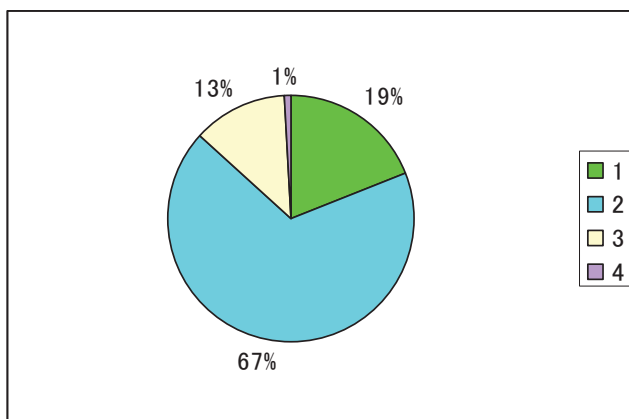


※複数回答の場合は、票を按分

1 南和泉	112.5
2 和泉が丘	394
3 新しい町名	164.5
4 その他(意見等)	5
計	676

「3 新しい町名」(自由記入欄)に記入された名称のうち、「1 南和泉」に似た名称で「和泉南」(15.5票)がありました。また、「2 和泉が丘」についても、「泉が丘」(56.5票)、「いずみが丘」(6票)、「泉ヶ丘」(1票)がありました。

それぞれを合算した場合の得票数の割合は次のとおりです。



1 南和泉・和泉南	128
2 いずみがおか	457.5
3 新しい町名	85.5
4 その他(意見等)	5
計	676

(4) 主な御意見

「3 新しい町名について」	
和泉南 (15.5 票)	「南和泉」よりも語呂が良い。言いやすい。
	中田地区のように、方位は後ろに持ってきた方が良い。
泉が丘 (56.5 票)	地区内にある施設は「泉」一文字なので、町名も合わせた方が良い。
	これまで住所の説明をする際、「和」が付くことを説明しなくてはならなかった。「和」を外した方が分かりやすいのではないか。
その他の御意見 (アンケートへの記入、電話での問合せ)	
反対	住所に不便を感じたことはないため、住居表示実施に伴う手続等を考えると、実施する必要はない。
反対	高齢者の多い地域であり、混乱を招くため、住所変更しない方が良い。
その他	新町界に、合理性・町内会区域との整合性がない。
アンケートの実施方法について	今回の方法では、「3 新しい町名」に寄せられた名称を住民に提示したら、「1 南和泉」、「2 和泉が丘」よりも良いという結果になる可能性がある。候補から選ばせるのではなく、自由記入にし、出てきた名称の中から検討委員会で検討・決定すべきではないか。
検討について	<ul style="list-style-type: none">・和泉町の住所は第二次地区しか変わらないのか。・町名は地区の検討ごとに決定していくのか。・なぜ第二次地区は住居表示の対象となったのか。

平成24年10月 横浜市からのお知らせ

「泉区和泉町第二次地区の住居表示」について

地元説明会を開催します

泉区和泉町住居表示検討委員会において、泉区和泉町第二次地区の住居表示実施に伴い新設する町の案がまとまりました。

つきましては、次のとおり説明会を開催し、泉区和泉町第二次地区の住居表示についてご説明しますので、いずれかご都合の良い日にご参加ください。（各回の内容は同じです。）

■ 内容

- (1) 住居表示制度について
- (2) 新町界・新町名案について
- (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

① [日時] 平成24年11月 日() 時から
[会場] 下和泉地区センター ※定員75名
(泉区和泉町1929番地6)

② [日時] 平成24年11月 日() 時から
[会場] 下和泉地区センター ※定員75名
(泉区和泉町1929番地6)

③ [日時] 平成24年11月 日() 時から
[会場] 下和泉地区センター ※定員75名
(泉区和泉町1929番地6)

④ [日時] 平成24年11月 日() 時から
[会場] 下和泉地区センター ※定員75名
(泉区和泉町1929番地6)

- ※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。
- ※ それぞれ定員になりましたら、お手数ですが他の会場にご参加ください。
- ※ 会場の場所は、裏面の地図をご覧ください。
- ※ 会場へのお車や自転車でのご来場は、ご遠慮ください。

【問合せ】 横浜市民政局窓口サービス課 住居表示係
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL:045(671)2320 FAX:045(664)5295
E-mail sh-juukyo@city.yokohama.jp

第二次地区の住居表示について

1 住居表示とは…

住居表示とは、地番を用いて表していた住所を、規則的に付けた「街区番号」及び「住居番号」による表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

皆様のお住まいの地区では、同番地が多く、飛び番地があるなど、住所が分かりにくくなっています。そこで、平成25年秋の住居表示実施を予定しています。

※住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

【実施前】横浜市 泉区 和泉町 ○○○○番地 ○○○

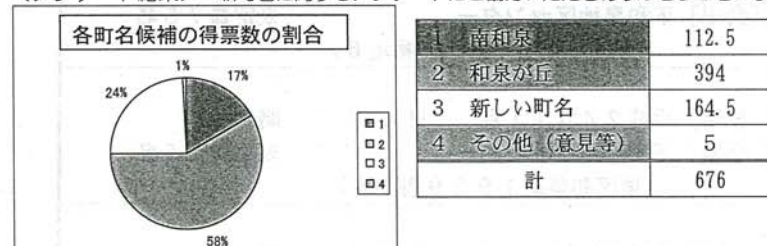
【実施後】横浜市 泉区 () ○丁目 ○○番 ○○号
新町名 街区番号 住居番号

2 新町名案について…

平成24年夏に実施したアンケート結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会で、『()一丁目』を選択しました。

【新町名案選択理由】

<アンケート結果> 新町名に関するアンケートにご協力いただきありがとうございました。



※町名候補を複数選択している回答は、按分して集計しています。

3 住居表示実施に伴う新しい住所の通知

住居表示実施に伴い、住所の表し方が変わります。新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約1か月前に「通知書」でお知らせします。

4 皆様の住所等の変更手続

区役所・電気・水道・ガス等の書類は、市からの依頼で変更されますが、皆様に手続をしていただくものもあります。詳しくは、右ページをご覧ください。

5 その他

- (1) 郵便物は、実施後数年は、旧住所のままでも配達されます。
- (2) 実施後は郵便番号も変わります。

住居表示実施時に、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。

また、学校名や公園等の名称についても変更はありません。

住所等の変更手続について

1 住所等の変更手続が必要ないもの

次に挙げるものは、区役所等で住所等の変更を行いますので、手続は不要です。

1	住民票
2	印鑑登録証明書
3	戸籍[地区内に本籍がある方](町名のみ変更し、地番は変更しません)
4	その他、区役所で保管している公簿(税に関するもの等) 横浜市国民健康保険証等をお持ちの方
5	旧住所のままで、医療機関で使用する事ができます。次回更新時に新住所の保険証をお送りしますが、泉区役所保険年金課にお持ちいただければ、住所欄を書き換えて再交付します。
6	東京電力・水道・東京ガス・NIT(固定電話)・NHK
7	横浜市立小・中学校及び保育園に通っている方
8	電子証明書(公的個人認証)
9	パスポート

2 住所等の変更手続が必要な主なもの(変更手数料は原則無料です)

次に挙げるものは、住所等の変更手続が必要です。

住所等の変更手続には、住居表示実施の約1か月前にお送りする「通知書」や、実施日以降にお送りする「本籍更正通知書」をご利用ください。

また、「通知書」が不足した場合は、実施日以降に泉区役所戸籍課で、住所が変更になった方へ「住居表示変更証明書」や、本籍が変更になった方へ「土地の名称等変更証明書」を無料で発行します。

1	不動産をお持ちの方 登記簿の表題部(所在)は、法務局が変更します。地番の変更はありません。ただし、「所有者の住所」欄の変更は、法律上、所有者本人からの申請が必要になります。
2	法人の所在地またはその役員住所が変更となる場合 会社などの法人は、本店、支店の所在地またはその役員住所が地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する登記所に変更登記をしてください。
3	運転免許証をお持ちの方 自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方
4	自動車をお持ちの方は軽自動車届出済証の「所有者・使用者の住所」欄の変更と「使用の本拠」欄の変更は、通常の場合、車検・売却等の際に届出をしていただければ結構です。
5	厚生年金・国民年金を受給されている方や、受給されていない60歳以上
6	金融機関、郵便貯金、保険会社と取引や契約がある方
7	携帯電話をお持ちの方
8	住民基本台帳カード(写真付き)をお持ちの方
9	横浜市立小・中学校及び保育園以外に通っている方

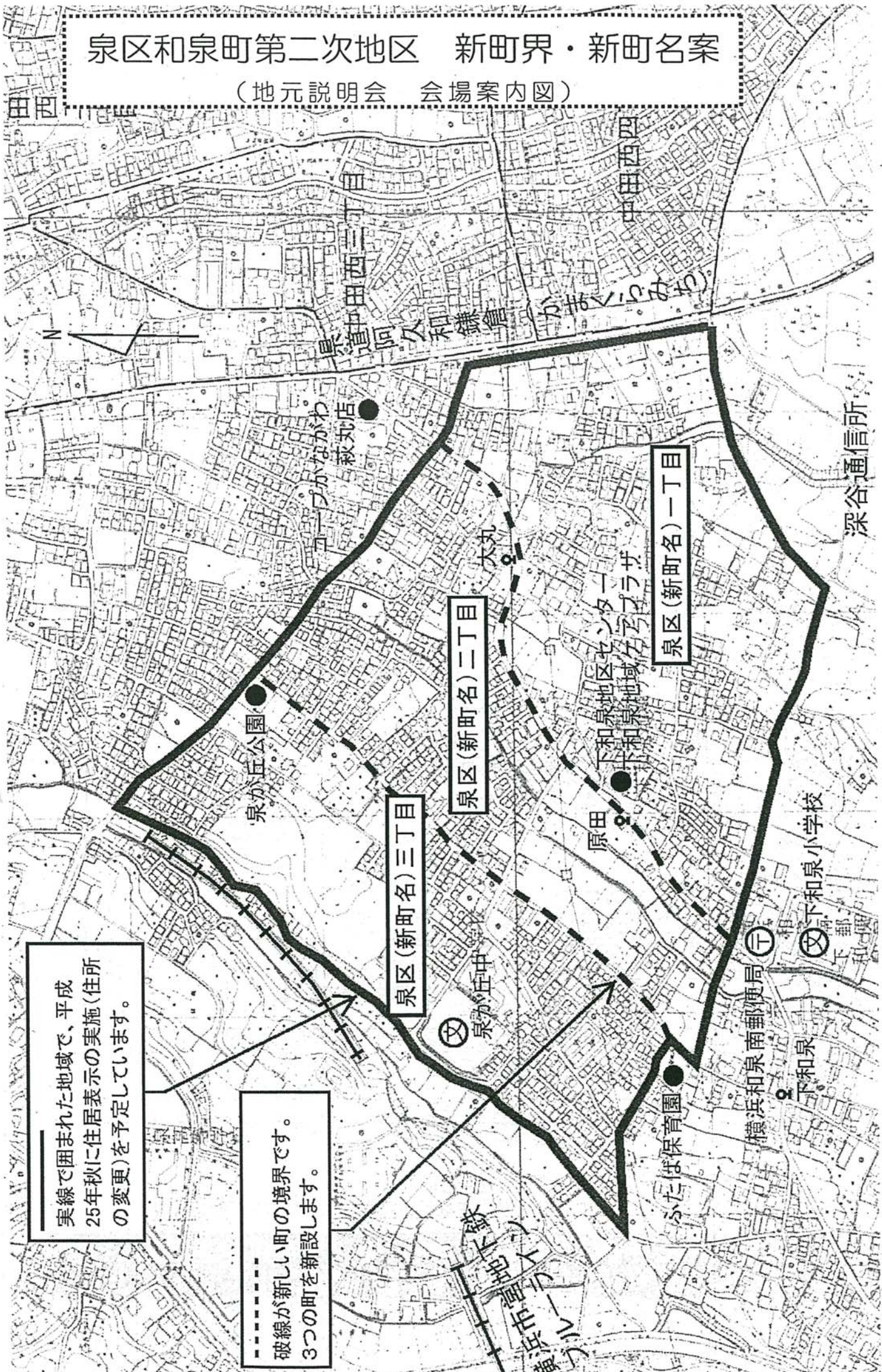
3 住所変更を知人等にお知らせするために

住所変更のお知らせができる送料無料のハガキを各世帯50枚お届けする予定です。

住所等の変更手続については、実施の約1か月前に各世帯にお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。

泉区和泉町第二次地区 新町界・新町名案

(地元説明会 会場案内図)



実線で囲まれた地域で、平成25年秋に住居表示の実施(住所の変更)を予定しています。

破線が新しい町の境界です。
3つの町を新設します。

泉区(新町名)三丁目

泉区(新町名)二丁目

泉区(新町名)一丁目

深谷通信所

下和泉小学校

横浜和泉南郵便局

下和泉

原田

下和泉地区センター
下和泉地域センター

大丸

萩丸店

泉が丘公園

コープながわ

泉道中田西三丁目

中田西四丁目

かきくろはわ

阿久和鎌倉

横浜地区センター
下和泉地区センター

第三次・第四次地区について

長後街道南部の地域（平成26・27年実施予定）の検討を開始します。エリアの考え方や今後の検討の進め方について検討します。

1 第三次・第四次地区のエリアについて

第二次地区のエリアを検討した際、長後街道南部の地域は第二次地区も含め3つに分けることとしましたが、第三次・第四次地区のエリアについて再度検討します。

◇当初のエリア案

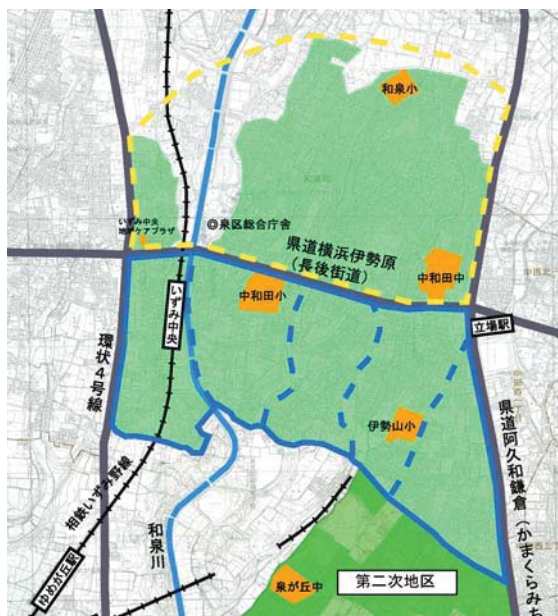


	面積	世帯数
ア	0.655 k m ²	2,700 世帯
イ	0.377 k m ²	1,500 世帯
計	1.032 k m ²	4,200 世帯

- ・第二次地区と第三次地区のエリア界は、境界としての分かりやすさを考慮して決定しました。
- ・第三次地区と第四次地区のエリア界(図の点線)は、水路を境界としています。

しかし、これまでの検討の中で、「エリアは一つとした方が分かりやすい」「長後街道南北の地域は一緒に検討した方が良い」という御意見もありました。

◇新しいエリア案



長後街道南部の地域において、町の合計が10町以上となることはないため、エリアを一つとすることは可能と考えます。(ただし、実施に伴う、地域や関係機関への負担を考慮し、実施年度は分けます。)

長後街道	面積	世帯数
南	1.032 k m ²	4,200 世帯
北	0.846 k m ²	4,300 世帯
計	1.878 k m ²	8,500 世帯

※面積は、市街化区域(図の緑色部分)

今後の検討スケジュールについて

第二次地区及び第三次・第四次地区のスケジュールについて確認します。

年 月 日	第二次地区	第三次・第四次地区
平成24年9月10日	第13回検討委員会 ・町名について ・案の地元説明会について	検討開始
11月	案の地元説明会	
12月	第14回検討委員会 ・案の地元説明会の報告	・実施区域・エリアの検討
平成25年1月	住居表示審議会	
2月	案の告示 ※告示日の翌日から起算して 1か月は変更請求期間	第15回検討委員会 ・実施区域・エリアの決定 ・町界について検討
3月	基礎調査 屋形・道路形状等の現地確認	第16回検討委員会 ・町界案の決定 ・町名について検討
4月	居住調査（秋頃まで継続） 世帯確認、新住所の設定等	
6月	横浜市会	第17回検討委員会 ・町名について検討
8月	実施の告示（実施日の決定）	
9月	しおり・通知書等の配付	第18回検討委員会 ・町名案の決定 ・案の地元説明会について
10月	・手続に関する地元説明会 ・住居表示実施	
11月		案の地元説明会
12月		第19回検討委員会 ・案の地元説明会の報告